

最近の政府の重要方針における文化関係の主な記述

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（3）障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICT の活用等、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

（10）観光先進国の実現

「明日の日本を支える観光ビジョン」¹⁹等に基づき、訪日外国人旅行者数を平成 32 年（2020 年）4,000 万人・平成 42 年（2030 年）6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を平成 32 年（2020 年）8 兆円・平成 42 年（2030 年）15 兆円とすること等の目標の達成に向かって、政府一丸、官民を挙げて、観光先進国の実現に向けた取組を総合的・戦略的に実施する。これにより、裾野が広い観光を「一億総活躍の場」とすることが可能である。

具体的には、観光資源の魅力を極め、地方創生の礎にするため、魅力ある公的施設の開放、国立公園や農山漁村など景観の優れた観光資源や文化資源の保全・活用等を行う。

《ロードマップ》

安心につながる社会保障（介護離職ゼロの実現）

⑧ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

【具体的な施策】

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進する。文化プログラム（beyond 2020 プログラム）の一環として、障害者の文化芸術活動を推進すること等を通じ、障害者の自立・社会参加のための支援や障害者に対する理解を促進する。

¹⁹平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定

希望を生み出す強い経済（GDP600兆円の実現）

⑧ 成長を担う人材創出（外国人材の活用）

【具体的な施策】

- ・ 外国人の子供の教育環境の充実、日本人児童生徒に対する英語教育の確実な実施、外国人患者受入体制が整備された医療機関等、外国人が利用できる日常生活に不可欠な施設等の増加及びその場所の情報発信など、生活環境整備を進める。

⑩ 新たな有望成長市場の創出（スポーツ・文化の成長産業化）

【今後の対応の方向性】

- ① 文化行政のコンセプトについて「保存継承」のみではなく「活用」や「ビジネス」の視点を強化する。新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図ることや、各分野、各地域・国内外において民間活力・技術を積極的に取り入れることなどにより、国家戦略として文化GDPの拡大を目指す。

【具体的な施策】

<文化>

- ・ 世界に伍する文化産業（文化GDP拡大）を目指すロードマップを策定する。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラム（beyond 2020プログラム）等により、民需主導の文化芸術振興モデルを確立・展開する。
- ・ 新たな技術、分野とのマッチング・融合（「文化×IT」等）や文化に密接に関連したコンテンツ・デザイン等への投資により、新たなサービス・製品・雇用を創出する。
- ・ 文化を支えるアーティスト・マネジメント・プロデューサーの支援及び人材育成を進める。

⑪ 観光先進国の実現（世界が訪れたい日本へ）

【具体的な施策】

「明日の日本を支える観光ビジョン」等に基づき、以下の取組を実施する。

- ・ 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎にするため、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、文化財の観光資源としての活用促進、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上等を実施する。

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

（2）新たな有望成長市場の創出・拡大

① 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）やラグビーワールドカップ 2019 は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」²⁵等に基づき、セキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。あわせて、各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等万全の対策を講ずる。また、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、オリパラアンバサダーの導入等ボランティア人材の育成・普及、beyond2020 プログラム等を通じた日本文化の魅力や先進技術の発信、東京のユニバーサルデザイン・ショーケース化等による共生社会の実現など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって進める。

関連する施設設備については、必要性、手法等を精査し、計画的な対応を推進する。

アイヌ文化の復興等を促進するため、2020 年（平成 32 年）までに国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を開設するなど、100 万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間の整備等を進める。

② 文化芸術立国・スポーツ立国

文化芸術の新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化等を通じ、コンテンツやデザイン等を含めた芸術文化資源を一層活用して地域や経済の活性化を図るため、文化芸術活動に対する効果的な支援、子供の体験機会の確保、担い手の育成、国立文化施設の機能強化、文化プログラムやジャポニスム 2018 等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信、文化財の保存・活用・継承、メディア芸術等の振興を進める。

（3）TPP 等に対応した海外の成長市場との連携強化

② 対日直接投資の更なる促進

「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」の着実な実施に加え、高度外国人材の更なる受入れのための制度改善や外国人の子供の教育環境の充実、日本法令の外国語訳の拡充、日本人に対する英語教育の強化、日常生活の場面での外国語対応の促進など、対日直接投資促進のための環境整備に取り組む。

²⁵ 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）

③ 「日本ブランド」の下で戦略的な輸出・観光促進

農林水産品、省エネ・省資源、インフラシステム、医療・健康サービス、美容サービス等分野横断的に、「安全」・「安心」・「高品質」等の評価を「日本ブランド化」するとともに、在外公館等を活用し、日本食・日本産酒類、コンテンツ等の輸出や文化の創造・対外発信などクールジャパン戦略を推進し、輸出・観光を促進する。

④ 外国人材の活用

高度外国人材の受入れを拡大するため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の要件の見直し・利用促進、日本での就労希望者（留学生、ODA等による高度人材育成事業対象校の外国人学生、JETプログラム終了者等）と採用意欲の高い企業側のマッチング支援、JETプログラムの拡充、外国人留学生の日本における就職率の5割への引き上げ、外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進める。

3. 個人消費の喚起

(2) 潜在的な消費需要の実現

② 国内・外国人旅行者双方による観光・旅行消費の活性化

「明日の日本を支える観光ビジョン」⁶¹に位置づけられた、2020年（平成32年）に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とし、近年減少傾向にある日本人国内旅行消費額を21兆円とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととし、「観光ビジョン実現プログラム2016」⁶²に基づき、政府一丸、官民を挙げて、その早期実現に向けて取り組む。

このため、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備、国立公園や美しい農山漁村など景観の優れた観光資源の保全・活用、魅力ある公的施設の開放、日本遺産をはじめとする文化資源の一体的な整備・活用、誰もが一人歩きできる環境整備等を実施し、多様な魅力の対外発信を強化する。

⁶¹ 明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

⁶² 「観光ビジョン実現プログラム2016」（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定）

日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

第一 総論

Ⅱ 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(9) 観光立国

これまで限定的にしか一般公開してこなかった迎賓館等魅力ある公的施設を大胆に開放するとともに、文化財や国立公園等を観光資源として活用しながら、魅力あふれる観光地づくりを進めていく。

<鍵となる施策>

① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）

Ⅳ 日本再興戦略 2016 の主要施策例

1. 600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」

1-2：ローカルアベノミクスの深化

(9) 観光立国

① 観光資源の魅力向上（迎賓館等の開放、文化財・国立公園などの活用）

・文化財について、従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換するため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を策定し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を整備する。

【本年度当初にプログラム策定、

2020 年までに全国に 200 程度の拠点整備】

第二 具体的施策

Ⅰ 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第 4 次産業革命の実現

1-1. 第 4 次産業革命推進に向けた制度環境整備、IT 社会の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 第 4 次産業革命を支える環境整備

②スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

ウ) 第 4 次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

・情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知的財産（以下「知財」という。）の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で、第 4 次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、必要な措置を講じる【後掲】（「Ⅲ-1. イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載）。

4. 観光立国の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

③ 文化財の観光資源としての活用推進

- ・ 従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に基づき、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組について、2020年までに1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。

5. スポーツ・文化の成長産業化

5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国には、長い歴史に裏打ちされた、伝統文化・芸能から、マンガ、アニメ、ゲームまで、多種多様で、しかも世界に類を見ない文化芸術資源が豊富に存在している。こうした資源を最大限に活用することに加え、文化行政に期待される新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図り、これまでの文化政策の枠組みや政策手法にとらわれない、分野を超えた取組や産学官連携等により一層取り組む。また、芸術家等の海外派遣や受入れ等による国際文化交流を通じた文化外交をはじめ国内外への効果的発信による日本ブランドの向上を図ることなどにより、文化芸術資源をもとにした経済波及効果を拡大する。

i) 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大

文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインなども含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図る。このため、文化庁を中心に、国内外の成功事例の分析等を進め、本年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。

ii) 文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換

「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を策定し、以下の取組により、「文化財で稼ぐ」仕組みへの転換を図る。

- ・ 文化財解説の多言語化等を通じた、我が国の文化・歴史を体現する文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信
- ・ 文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化等により、観光客を魅了する環境充実

- ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を2020年までに全国200拠点程度整備
- ・文化財の収益力向上につながる地方自治体等が行うマーケティングやマネジメントの推進
- ・学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設等による博物館の機能強化、質の高いHeritage Manager等の養成と配置 等

また、文化施設について、収益力向上を図る観点から、施設の多機能化や公共施設等運営権方式を含め、先進事例の調査・分析を行うとともに、案件形成に向けたPPP/PFIの活用等を推進する。

iii) 地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信

- ・産学官（館）連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組み、文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成を推進する。
- ・文化芸術資源を掘り起こし、地域活性化へつなげる「文化プログラム」の全国展開（2020年までに20万イベント）の推進や、文化プログラムに関する文化芸術情報の国内外への発信等に取り組み。その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据え、「beyond 2020 プログラム」を推進し、全国でレガシー創出に資する我が国の文化向上に取り組む。
- ・障害者や高齢者、親子等、広く国民の文化芸術活動への参加を促進し、地域における潜在的顧客・担い手開拓及びビジネス創出につながる先行優良事例の調査・分析及び横展開を進め、全国規模でのワークショップ等の実施に向けた取組の加速化を図る。

iv) 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現

① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略

- ・IoT技術の開発・普及により、コンテンツ提供シーンが拡大し、新市場の創出が見込まれる。コンテンツ技術マップに基づき、技術開発を促進し、クールジャパン戦略の推進にも資するコンテンツ産業の更なる活性化と新たな産業の創出を促進する。特に、バーチャルリアリティ（VR）など成長が見込まれる分野における協調領域での研究開発や制度整備等を実施する。
- ・コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開や有望な地域クリエイターの育成を支援するとともに、コンテンツの新たな海外市場開拓のため、権利情報の集約化や字幕・吹き替え等の現地化等の支援、国際連携強化により、コンテンツの利用促進に取り組む。
- ・世界に誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野における実践的活動（OJT）を通じたクリエイターやプロデューサー等の人材育成、メディア芸術分野のアーカイブ化、海外発信を推進する。

② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

製品・サービスの差別化戦略においてデザインの重要性が増しており、文化の潜在力発揮の観点から、以下の取組を実施する。

- ・多様化するニーズを、顧客目線のデザインにより取り込むなど、企業経営におけるデザインの活用方法について普及・啓発を図るべく、先進的な取組を行う企業の情報発信強化や産学官連携の促進などを含むアクションプランを本年度中に策定する。

- ・日本各地の地域に根ざした文化価値を再認識し、経済価値へと変換するため、企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携支援やデザイナーによるスタートアップ支援等を実施する。
- ・高等教育機関（総合大学、芸術大学等）への、デザイン・技術・経営三位一体のカリキュラム導入等の人材育成支援・環境整備に関する施策の具体化を図る。

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化

iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

①第4次産業革命に対応した知財等の制度整備

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知財の保護の在り方を巡って制度上の新たな課題が顕在化してきている。

こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、その対象とする行為等に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。

③知財・標準化人材の育成

将来の知財人材等の量・質的な拡大を図るため、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解に向けた教育の推進が必要である。このため、次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産に関する資質・能力が教育課程総体として育まれるよう各学校における教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図るとともに、教育現場における学習を地域・社会と協働して行う体制の構築を支援するため、関係省庁や関係団体等から構成される「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」を本年度中に整備する。

また、知財教育に資する教材（産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等）の作成を進める。

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-1. 人材力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

④初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。

2-3. 多様な働き手の参画

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。 障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

iv) 外国人材の活用

⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備

外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。

IV 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) クールジャパンの推進

また、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、同プラットフォームの下に検討会を設置し、羽田空港跡地等におけるクールジャパン拠点構築に向けた民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。

「改革2020」プロジェクト

(II) 訪日観光客の拡大に向けた環境整備等

5. 観光先進国のショーケース化

① 観光地域

(2) 今後の取組の具体的内容

- 観光資源については、訪日外国人旅行者に売り込めるコンテンツとして徹底的に磨き上げ、満足度の高い滞在プログラムとして提供する仕組みづくりを行う。

具体的には、(i)プロデューサー派遣を通じたクールジャパンを活用した地域資源の発掘・磨き上げ、(ii)「食と農」を活かした受入れプログラムの策定、(iii)日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」をはじめとした文化財の活用、(iv)エコツーリズムの普及・推進のためのガイドの育成、などの取組例の中から、地域に合った取組を行う。

- 海外への情報発信については、在外公館等も活用し、観光立国ショーケースとして選定された地域の魅力を積極的に発信することにより、地域の観光需要の増加、地域製品の販路開拓等を図る。

具体的には、(i)ビジット・ジャパン事業による現地への出展、日本への招致、(ii)地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開の支援、(iii)海外でのクールジャパン関連事業者との連携による一層の情報発信、(iv)文化プログラムの活用等を行う。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
ショーケースの選定	ショーケースの選定	国土交通省
関係省庁連携チーム	日本版DMOに対する支援等	関連各省庁
日本版DMO	日本版DMOの確立及び磨き上げ等	国土交通省、自治体など
観光資源の磨き上げ	地域資源を活用した新商品・サービスの開発・提供	経済産業省など
	日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用	農林水産省など
	<u>文化財の保存・整備・活用、地域の歴史的まちなみ等の活用</u>	文部科学省、国土交通省など
	地域の自然を活かしたエコツーリズムの推進	環境省など
ストレスフリーの環境整備	訪日外国人旅行者が滞在・周遊を楽しむための環境整備	国土交通省、各関連民間事業者など
	ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備	総務省、各関連民間事業者など
	カード・アプリによる「ストレスフリー」な環境整備	経済産業省、各関連民間事業者など
海外への情報発信	ビジットジャパン事業により海外へ地域の魅力を発信	国土交通省、農林水産省など
	地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信	総務省、経済産業省など
	<u>文化プログラムを活用した日本文化の発信</u>	文部科学省など

(Ⅲ) 対日直接投資の拡大とビジネス環境等の改善・向上

6. 対日直接投資の拡大に向けた誘致方策

(2) 今後の取組の具体的内容

- 本年 10 月に開催される「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」については、成長戦略の内容の PR に向けた検討を具体化することに加え、世界経済フォーラムと連携して実施する官民ワークショップ等の議論の成果を検討し、「改革 2020 プロジェクト」をはじめとする政府の成長戦略に反映する等、対日直接投資拡大に向けた施策との連携を図る。

(3) 役割分担・事業主体

取組内容	役割分担・事業主体
Japan Business Conferenceの開催	経済産業省その他関係省庁
Regional Business Conferenceの開催	地方自治体、地方経済産業局等
スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	文部科学省その他関係省庁
グローバルベンチャーサミットの開催	経済産業省その他関係省庁

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築

【施策の概要】

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である地方創生において、観光は、旺盛なインバウンド需要の取り込みなどによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。（中略）

また、増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、ジオパーク、森里川海などの価値ある自然、スポーツイベント、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラムや日本遺産などの文化資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げが必要である。このため、観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に推進していく。

【主な施策】

（イ）-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

世界遺産や国宝等の地域活性化への活用のほか、「日本遺産」の認定を2020年までに100件程度行うなど、文化資源の観光・産業資源としての魅力の向上等の強化や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組の支援、地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂等の活動の推進に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラムを全国津々浦々で展開し、文化資源の活用を通じたGDPの拡大を目指す。

III. 各分野の政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ーローカル・アベノミクスの実現ー

①地方と世界をつなぐローカル・ブランディング

【対応の方針】

◎日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進

- ・関係府省庁が有する観光関連施策の連携等により、日本版 DMO の立ち上げから自律的な運営まで総合的に支援する。その際、自然豊かな国立公園等のブランド化や地域の文化財・スポーツコンテンツ・エンターテインメント等の活用など、地域の観光資源の魅力を高め、地方創生の礎とする各府省庁の施策との連携を推進する。また日本版 DMO のネットワーク化を進めるため、情報交換の場の提供等を実施するとともに、マーケティング調査への協力や「稼ぐ」仕組みの提供など、日本版 DMO の活動をサポートし得る民間事業者等とのマッチング等を実施する。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

②政府関係機関の地方移転

<課題>

- ・本年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部において、政府関係機関移転基本方針（以下「移転基本方針」という。）を決定し、研究機関・研修機関等について 23 機関を対象に 50 件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめ、移転基本方針の具体化に向けて検討を進めている。
- ・中央省庁の移転については、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないかという移転費用等の視点を踏まえつつ、移転基本方針に沿って取組を進める必要がある。

<今後の方向性>

- ・移転基本方針に基づき、移転に関する具体的な取組を進めていく。

【対応の方針】

◎政府関係機関移転の着実な推進

- ・文化庁については、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係府省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、本年 4 月に立ち上げられた文化庁移転協議会において、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応等を検討する。ICT の活用等による実証実験を行いつつ、8 月末をめぐりに移転に係る組織体制等の概要を取りまとめ、年内をめぐりに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。

明日の日本を支える観光ビジョン

(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)

視点 1. 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

文化財の観光資源としての開花

- 従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換（優先支援枠の設定など）。
- 「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」（仮称）を策定し、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を 2020 年までに 1000 事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国 200 拠点程度整備。
 - ・ 支援制度の見直し
 - ◇ 地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客数などを指標に追加
 - ◇ 地域の文化財を一体的に整備・支援
 - ◇ 適切な修理周期による修理・整備
 - ◇ 観光資源としての価値を高める美装化への支援
 - ◇ 修理現場の公開（修理観光）や、修理の機会をとらえた解説整備への支援
 - ・ 観光コンテンツとしての質向上
 - ◇ わかりやすい解説の充実・多言語化
 - ◇ 宿泊施設やユニークベニュー（※）等への観光活用の促進
(※) 歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場
 - ◇ 学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高い Heritage Manager（※）等の養成と配置
(※) 良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材
 - ◇ 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築
 - ◇ 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長
 - ◇ 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携等
- 文化庁について、地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転。
 - ・ 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化
 - ・ 我が国の文化の国際発信力の向上

視点 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

訪日プロモーションの戦略的高度化

- オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化に向け、以下の取組を実施。
 - ・ オリパラを活用して訪日プロモーションの効果が最大限発揮されるよう、以下の取組を段階的に実施
 - ◇ 2019 年ラグビーWC の開催や、2020 年オリパラ前後を通じて行われる文化プログラム（beyond 2020 プログラム）、ホストタウンでの相互交流などを契機とし、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信

観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016 (平成 28 年 3 月 30 日観光立国推進閣僚会議決定)

文化財の観光資源としての開花

- ・「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を本年度当初に策定し、これを踏まえ、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を 2020 年までに 1000 事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国 200 拠点程度整備する。【新規】
 - ・我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して多言語で伝える事業の支援に際し、地方自治体が策定する事業計画の審査指標に観光客数などを追加する。【改善・強化】
 - ・地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である「歴史文化基本構想」の地方自治体による策定を支援する。また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで表現する日本遺産について 2020 年までに 100 件程度認定する。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信するとともに、日本遺産のブランド化を推進することにより地域活性化を図る。【改善・強化】
 - ・国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適切な修理周期による保存修理を行う。【改善・強化】
 - ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの間、重要文化財建造物の美装化を重点的に図るための「美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業」を実施し、国内外の人々に美しい日本の旅を提供する。【改善・強化】
 - ・文化財建造物等の快適性や安全性を高めるための施設・設備を充実させる「公開活用事業」を実施し、ユニークベニュー等の観光利用の促進を図る。また、宿泊可能な登録有形文化財建造物に関する情報を広く提供する等の事業を展開する。【改善・強化】
 - ・国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理や、防災施設整備、耐震対策等の充実を図るとともに、修理現場の公開（修理観光）や修理の機会をとらえた解説整備への支援を行う。【改善・強化】
 - ・美術館・博物館等の文化施設において、展示解説や館内案内板における外国語表示、ICT を活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を行い、多言語化対応を進めるとともに、「文化財の英語解説の在り方に関する有識者会議」における、ICT の活用や、英語でのわかりやすい解説表示の在り方・ポイント等に関する検討結果を踏まえ、文化財の日本語・外国語での情報発信に対する支援を行う。【改善・強化】
 - ・本年度から、学芸員・文化財保護担当者等を対象とする、文化財を活用した観光振興に関する講座を新設する。【新規】
 - ・質の高い Heritage Manager の養成と配置に資する取組を行い、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える体制づくりを支援する。【新規】
 - ・全国で開催される文化プログラムに関する情報を多言語で国内外に発信する文化情報プラットフォーム（ポータルサイト）を本年秋頃に構築する。【改善・強化】

- ・美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを踏まえた開館時間の延長を促進する。【新規】
- ・全国で展開される文化プログラムをはじめとする文化情報を多言語で国内外に発信する。【改善・強化】
- ・文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、京都という土地柄も活かして機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転する。【新規】
 - ・関係省庁及び京都をはじめとする関西地域の地方自治体、産業界、大学、地域コミュニティ等の官民挙げた協力により、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応を強化する。【新規】
 - ・我が国の文化の国際発信力の向上を図るための手法を本年度中に検討し、実行に移す。【新規】

<関連施策>

○世界文化遺産の観光への活用

- ・2015年度からスタートした「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画、情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地方への誘客により地域の活性化を図る。【改善・強化】

○文化芸術資源を活用した地域活性化

- ・芸術祭開催等の文化芸術活動による観光振興、地域の名産品と文化芸術との融合による新たな商品開発・販売促進を通じた街おこしなど、産学官及び劇場、音楽堂等の連携による地域経済活性化の取組や、それを担う人材育成を行う。【新規】

訪日プロモーションの戦略的高度化

- ・文化庁及びJNTOにおいて2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後に本格実施される文化プログラムを活用し、日本の各地域が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信する。【新規】
- ・メディア芸術祭 20周年企画展の実施や人材育成を通じ、現代アートやマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術の創造・発信を強化する。【改善・強化】
- ・2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを国と東京都が一体となって「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。「beyond2020プログラム」を通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、すべての人の当該文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。【新規】
- ・スポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁において「スポーツ文化ツーリズム百選」（仮称）を選定する。【新規】

知的財産推進計画 2016（平成 28 年 5 月 9 日 知的財産戦略本部決定）

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

（2）今後取り組むべき施策

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

（イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討）

- ・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。（短期・中期）（文部科学省）
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も含め具体的な検討を行う。（短期・中期）（文部科学省）

（著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善）

- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について 2016 年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

（円滑なライセンス体制の整備・構築）

- ・権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。（短期・中期）（文部科学省）
- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）
- ・集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」（仮称）等、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援を行う。（短期・中期）（文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（教育の情報化の推進）

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育

における著作権制度及びライセンスング体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年中に導入に向けた検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。（短期・中期）（文部科学省）

<<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。（短期・中期）（文部科学省）
- ・インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及・啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。（短期・中期）（文部科学省）

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

(2) 今後取り組むべき施策

<<知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備>>

（教材等の充実）

- ・産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及する。（短期・中期）（経済産業省、文部科学省）

（国民への普及・啓発，資格制度の活用）

- ・知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨する。（短期・中期）（関係府省）

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

(2) 今後取り組むべき施策

<<コンテンツと非コンテンツの連携強化>>

（多様な分野との連携促進）

- ・我が国のアニメ・マンガ、映画などのコンテンツと非コンテンツが一体となって海外展開することにより、地域経済の活性化、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進する。（短期・中期）（内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省）
- ・同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、羽田空港跡地等におけるクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。このため、拠点に必

要な機能の明確化、拠点間のネットワーク構築等効果的な情報発信が可能となる方策を検討する。(短期・中期)(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

(ロケ撮影を契機とする地域の魅力の発信・観光誘致)

- ・映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・国際共同製作の促進や地域の観光資源のコンテンツを通じた発信等に資する観点から、我が国におけるロケ撮影の促進に向けた方策の在り方について、検討を行う。(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

<<継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組>>

(双方向の文化交流の促進)

- ・世界の人々の日本文化理解の深化、芸術家・文化人等のネットワークの形成と強化を図るため、芸術家、文化人等を「文化交流使」に指名し、文化交流使が海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)等の国際文化交流事業を実施する。(短期・中期)(文部科学省)

<<コンテンツ産業基盤強化のための取組>>

(コンテンツ産業の基盤となる人材の育成)

- ・実演家やアーティストについて、国際的に通用する人材として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期)(文部科学省)

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施する。
- ・アニメーション、マンガ、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(インターネットを活用した放送コンテンツの提供に関する検討)

- ・コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)

<<模倣品・海賊版対策>>

(正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策)

- ・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省)

- ・相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)
- ・侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理団体制度の整備等、著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナーを実施する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

- ・模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

2. アーカイブの利活用の促進

(2) 今後取り組むべき施策

<<アーカイブ間の連携の促進>>

(関係省庁等連絡会及び実務者協議会の開催)

- ・アーカイブの利活用の促進に向けた連携を図るため、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会を開催し、関係府省等間で情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、関係府省、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーター等を含めた実務者協議会を開催し、デジタルアーカイブ構築に係る課題、アーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の共有及び取組推進策の検討を行う。(短期)(内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省)

(統合ポータル構築)

- ・我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインを始めとする各分野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間でメタデータレベルでのアーカイブ連携を進める。文化財分野については、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの早期のアーカイブ連携の実現に向けて、2016年度中に、一部のメタデータの連携検討等、連携強化に必要なシステム整備のための取組を開始する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、国立国会図書館サーチとの連携に向けて、アグリゲーターの先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)(国立国会図書館、文部科学省、総務省)

<<分野ごとの取組の促進>>

(分野ごとのアグリゲーターによる取組)

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う）、映画、ゲーム、アニメーション等のメディア芸術分野や文化財については中核的なアーカイブ拠点がないため当面の間文化庁において、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化等のアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。（短期・中期）（国立国会図書館、文部科学省、総務省）

（文化財分野）

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。（短期）（文部科学省）
- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化等、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。（短期）（文部科学省）

（メディア芸術等分野）

- ・マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間と連携したデータベースへの新たな情報収集と登録促進、メディア芸術データベースガイドライン（手引書）における取組事例の紹介を継続する。さらに、メディア芸術データベースの利用実態調査結果を含め、改善点等を検討するとともに、外部との連携を可能とするためのシステム改修等、更なる内容の充実化とその利活用促進を図る。（短期）（文部科学省）
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。（短期）（文部科学省）
- ・民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。（短期）（文部科学省）

＜＜アーカイブ利活用に向けた基盤整備＞＞

（アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備）

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

（アーカイブ関連人材の育成）

- ・これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催等の取組を実施する。（短期・中期）（国立国会図書館、文部科学省、総務省）

第4. 知財システムの基盤整備

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

(2) 今後取り組むべき施策

<<国際連携の推進>>

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・ T P P協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後の自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）等の二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、A C T A（偽造品の取引の防止に関する協定）やT P P協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期) (外務省，財務省，経済産業省，文部科学省，農林水産省，総務省，法務省)